

- 
- 法人名 : 合資会社アカウントフロンティア
  - 役 職 : 代表社員 公認会計士
  - 名 前 : 矢野弘樹
- 

■コメント:

企業会計基準委員会 御中

貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基(案)につき、以下の意見を申し上げます。

評価・換算差額等については、株主資本に含める方が妥当ではないかと考えます。

評価・換算差額等は将来有価証券や土地が売却された場合、親会社の株主資本に転化される性質を持ちます。また、資本連結手続きにおいて評価・換算差額等を少数株主持分に按分する、つまり、親会社という株主と少数株主とにそれぞれ帰属させている事から、株主への帰属計算が可能な性質を持っています。よって、評価・換算差額等は株主資本に含める方が実際の処理・性質と整合した表示になるのではないのでしょうか？

これは、財務諸表利用者の立場に立ってみても、「株主資本でないなら、一体誰の物なのか？」との疑問が湧いてくるのではないかと推察します。新株予約権は、権利行使の有無によって帰属が変わる点、少数株主持分は、子会社の少数株主に帰属している点を話せば、株主資本で無いことの理解を得られると思いますが、評価・換算差額等を株主資本ではないとする表示は、利用者の立場から難解なものとならないのでしょうか？

以上

公認会計士 矢野 弘樹